

よくあるお問合せ(FAQ)

Q1. どこで購入できますか？

A1. 福岡県内のセブンイレブン・ローソン・ミニストップ・ファミリーマートのコンビニ4社の店頭で購入可能です。(7月26日からの販売はファミリーマートのみ、10月15日からは4社の福岡県内コンビニエンスストア店舗にて販売)

Q2. インターネットからも購入できますか。

A2. コンビニ各社のWebサイトでは購入頂けません。店頭端末で購入ください。

Q3. 券種はどのようなものがありますか。

A3. 宿泊施設利用者用と観光施設利用者用がございます。いずれも額面1,000円分(500円券×2枚)を、販売価格500円で販売します。

Q4. 宿泊施設利用者用とはどのような券ですか。

A4. 「福岡の避密の旅」観光キャンペーンを利用し、福岡県内の宿泊施設に宿泊する旅行者が、宿泊期間中(チェックイン日からチェックアウト日・**チェックアウト日が2022年2月15日以降の場合は2月15日まで**)にタクシーに乗車する際、ご利用いただけます。なお、利用に際しては、宿泊施設の宿泊証明が必要となります。(Q10参照)

Q5. 観光施設利用者用とはどのような券ですか。

A5. ふくおかよかこパスポートの登録施設を2施設以上訪問した旅行者が、タクシーに乗車する際、ご利用いただけます。なお、利用に際しては、タクシー券面に2か所分の観光施設のスタンプの押印が必要となります。

Q6. 購入制限はありますか。

A6. 購入制限はありませんが、1回の端末操作で購入できる枚数は、6セット(額面6,000円)までとなります。また、1乗車・1台あたり額面6,000円までご利用可能となりますのでご注意ください。

Q7. 販売状況は確認できますか？

A7. 多少の時差はありますが、本キャンペーンサイト上で完売の情報を掲載します。

Q8. 1人で他の人の分も購入できますか。

A8. 可能ですが、購入に際し、「氏名」「電話番号」の入力が必須となります。

また、転売及び払戻は禁止、譲渡は不可となっておりますのでご注意ください。

Q9. 購入したタクシー券はいつ利用できますか。

A9. 「**観光施設利用者用**」の**タクシー券**は2021年7月26日(月)~2022年2月**十日(水)**14日(月)降車分までご利用いただけます。ただし、「**宿泊施設利用者用**」の**タクシー券**は、対象キャンペーンを利用し宿泊した宿泊期間中(チェックイン日からチェックアウト日・**チェックアウト日が2022年2月15日以降の場合は2月15日まで**)のいずれかの日となります。

Q10. 宿泊証明や観光施設のスタンプの押印がないものについて一切利用できないのですか。

A10. 「宿泊施設利用者用」の**タクシー券**については、宿泊施設の宿泊証明がない場合でも、「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの利用を証明するもの(コンビニ宿泊券等)をタクシー乗務員に提示すれば、ご利用いただけます。

「観光施設利用者用」のタクシー券については、必ずスタンプの押印が必要です。

Q11. 「福岡の避密の旅」県民向け観光キャンペーンの地域クーポン券との併用は可能ですか。

A11. 併用可能です。

Q12. 県内市町村が行う類似の割引キャンペーンとの併用は可能ですか。

A12. 併用を妨げません。

Q13. タクシー事業者のポイントや割引券等との併用は可能ですか。

A13. 可能です。ポイントや割引券利用後の乗車運賃に対し利用可能です。

Q14. おつりは出ますか。

A14. おつりは出ません。

Q15. 有料道路代の支払は可能ですか。

A15. 不可です。

Q16. 迎車料金・回送料金の支払は可能ですか。

A16. 可能です。

Q17. 払い戻しはできますか。

A17. 払い戻しはできません。

Q18. 支払の下限と上限はいくらですか。

A18. 下限は1乗車1台あたり額面500円、上限は1乗車1台あたり額面6,000円です。利用例は6~7頁を参照ください。

Q19. 宿泊施設利用者用タクシー券の場合、2022年2月~~2日~~15日以降にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。

A19. タクシー券の有効期間は、2022年2月~~14日~~14日までですが、**宿泊施設利用者用のみチェックアウト日が2022年2月15日以降の場合は2月15日まで利用可能としています。2月~~14日~~15日までにご利用ください。**

※観光施設利用者用タクシー券は2月14日までにご利用ください。

Q20. タクシー券と現金等、支払い手段の併用はできますか。

A20. 併用は妨げません。

ただし、アプリ決済や電子マネー決済、クレジットカード事前決済分を現金返金し、返金分相当のタクシー券を受領する等、現金と引き換えることは、不正利用につながるリスクが高いため禁止とします。